別紙３

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処　　分　　名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備　　考
301	法令等の違反に対する処分	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）	第106条第１項	×ウ	観光商工課商工雇用係	
302	中小企業等協同組合への解散命令	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）	第106条第２項	×ウ	観光商工課商工雇用係	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。
①「○」　処分基準を設定している。
②「×」　処分基準を設定していない。
ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの
イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

厚岸町　観光商工課